

平成 28 年度から保健事業の内容を一部変更します

共済組合では、組合員及び被扶養者の健康の保持増進を図るため各種事業を実施しておりますが、平成 28 年度から、検診助成の充実のため内容を一部変更します。

1 乳がん検診助成の見直し

| | | 現 行 | 改 正 後 |
|-------------|---------|-----------------|-------------------------|
| 助 成 額(注1) | | 2,000円 | 2,000円(変更なし) |
| 対 象 者 | 集 団(注2) | 40歳以上の組合員 | 30歳以上の組合員 |
| | 個 人(注3) | 40歳以上の組合員及び被扶養者 | 30歳以上の組合員及び被扶養者 |
| 対象となる検査 | | マンモグラフィ検査 | マンモグラフィ検査 または乳房超音波検査 |

(注1) マンモグラフィ検査と乳房超音波検査の両方を実施した場合も、助成額は2,000円とする。

(注2) 「集団」は所属所長が計画実施する集団検診

(注3) 「個人」は共済組合が契約した医療機関等において個人が受検する検診